## 一般社団法人青森県学校薬剤師会慶弔規定

## (祝金・見舞金等の贈呈)

- 第1条 一般社団法人青森県学校薬剤師会会員に対し、別表1により慶弔金を贈呈する。
- 第2条 この規定に定めるもののほか、必要と認める場合には会長、副会長が協議して別に行う。
- 第3条 前2条の贈呈は、支部長の報告を得て行う。
- 第4条 この規程を変更しようとするときは、理事会に承認を経なければならない。

## 附則

この規程は、令和4年11月27日から施行する。

## 別表 1

区分	種別	金額	摘要	
慶事		10,000 円	叙勲、褒賞および大臣、知事表彰等。	
病気見舞い	会員	5,000 円	入院 1 ヶ月以上の者 長期自宅療養者については、会長、 副会長が協議して決める。	
災害見舞		10,000 円	火災、水害、地震等による被害	
			弔電	生花
弔慰	県学薬役員・支部長	10,000 円	有	有
	その他の会員	10,000 円	原則として贈呈なし。ただし、必要 があると認めた場合は、会長、副会 長が協議して定める。	
	<ol> <li>会員の配偶者</li> <li>同居の実養父母</li> <li>同居の実養子</li> </ol>	5,000 円		